

環境	令和7年度 県民参加の森づくり事業
“県民自ら企画・立案した森づくり活動”を支援しています。 あなたのアイデアによる森づくりをご提案ください！ 〔助成金額〕〔森を保全・利用する取組〕 50～200万円 〔森で学ぶ取組〕 20～160万円 〔申込締切〕 1月31日	
【対象団体】 NPO 法人 市民活動団体	
〔発信元〕 島根県農林水産部 林業課 水と緑の森づくりグループ 〔URL〕 https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/mi-mo_mori/	

福祉	2025 年度 地域福祉振興助成
障がい者等を支援する福祉活動、ボランティア活動に取り組む団体・グループに対して助成します。	
◆助成対象の具体例 ・障がい者の送迎・移送用の車両の購入費 ・障がい者就労継続支援事業所を開設する改装工事費 ・録音図書作成のための録音機材の購入費 ・福祉活動従事者を育成する研修会の企画開催費 ・障がい者問題を啓発するイベントの企画開催費 ・障がい者問題に関する研究書籍の出版費用	
〔助成金額〕 総額6,000万円 〔申込締切〕 2月25日	
【対象団体】 NPO 法人 市民活動団体	
〔発信元〕 (公財)木口福祉財団 〔URL〕 https://kiguchi.or.jp/	

まちづくり	令和6年度 自然公園を活用した誘客促進補助金
県内にある国立公園、国定公園、県立自然公園、中国自然歩道への県内外からの誘客を促進する取組に対し助成します。	
〔助成金額〕 限度額500万円(下限なし) 〔申込締切〕 令和7年3月31日	
【対象団体】 NPO 法人 市民活動団体	
〔発信元〕 島根県環境生活部自然環境課 隠岐ジオパーク・自然公園活用推進係 〔URL〕 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/dai-senokikokuritukouenmankitupurojyekuto/shizenkoen-hojo.html	

福祉	障がい者支援団体等の活動に対する支援事業
障がい者又は障がい者を支援する団体に対して助成します。	
〔助成金額〕 1件当たり50万円以内 〔申込締切〕 3月31日	
【対象団体】 NPO 法人 市民活動団体	
〔発信元〕 (公財)はるやま財団 〔URL〕 https://www.haruyama.co.jp/zaidan/assistance.php	

※各種助成金の詳細については、
発信元のホームページまたは、[島根いきいき広場（県民活動応援サイト）](https://www.shimaneikiiki.jp/subsidies/informations)
<https://www.shimaneikiiki.jp/subsidies/informations>
をご覧ください。



本年もよろしくお願いいたします(^▽^) / ♪

発行元：益田市市民活動支援センター

益田市常盤町1番1号 益田市役所連携のまちづくり推進課内
TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708
Eメール: npo@city.masuda.lg.jp



(HP)



(FB)



ますだすまいる 通信



本年もよろしくお願いいたします。

令和6年度 益田市市民活動支援センター「交流会」開催します！ ぜひ！ご参加下さい(^▽^) / ♪



「想いを形に！」



【日時】 2月20日(木) 14:00～16:00

【会場】 益田市立市民学習センター(多目的ホール)

【対象】 市民活動支援センター登録団体、
NPO 法人、地域自治組織など

【主催】 益田市 【申込締切】 2月13日(木)

【参加費】 無料 ★団体のパンフレット・チラシなど30部ご持参下さい。

益田市内では、文化・芸術、環境、福祉、まちづくりなど、様々な団体が日々活動しています。これらの益田市を拠点として多様な分野で地域活動を行っている団体等がつながるきっかけの場となることや、新しい発見やアイデアを生むきっかけになればという思いで、今年度も交流会を開催することとなりました。
市民活動支援センター登録団体やNPO法人の皆さん、地域自治組織の皆さんの参加をお待ちしています。

【第1部】 14:00-14:40

★団体取組み紹介

「柿本人麿没後1300年祭に込めた想い」
(益田市柿本人麿公顕彰会)

【第2部】 交流会 14:40-16:00

★グループに分かれての交流会

【お問い合わせ先】 益田市市民活動支援センター (橋本・山崎)
TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708

※お申込みは、同封のチラシ裏面をFAX。又は、こちらからお願いします。➡



活動紹介

大人の寺子屋、第6期けやき学園『医の先駆者ゆかりの地巡り講座』

～NPO 法人 NPO-MASUDA～

12月11日（水）NPO 法人 NPO-MASUDA 主催、大人の寺子屋けやき学園「医の先駆者ゆかりの地巡り」講座が開催されました。（参加者21名）

益田市立歴史文化交流館「れきしーな」にて、NPO-MASUDA 山田副理事長から米原恭庵・右田朝子・秦佐八郎についての事前学習を受けた後、3人ゆかりの医光寺・天石勝神社・暁音寺にて益田観光ガイド友の会の原田フジエ氏からの説明を受けました。

秦佐八郎が17才の時に学んでいた医光寺（進徳教社塾）では総門の説明から始まり、ご本尊や涅槃図、雪舟庭園の説明を聞きました。「庭園の池は鶴の形になっている。涅槃図には52種類の動物が描かれている。」など興味深いお話でした。暁音寺の右田朝子のお墓前では、遺言が「自分の目を研究に使って下さい。」だったというお話を聞きました。

「益田は、すごい学者を出した町なんだ！この事を伝えたいと思っています。」と益田観光ガイド友の会の原田フジエ氏は話されました。

益田市観光公式サイト内、観光ボランティアガイド友の会



（天石勝神社にある種痘記念碑と頌徳碑）

一人で学ぶより複数名で一緒に学び感想を分け合うことで、多くの感じ方受け取り方も学べることから「けやき学園」が徐々に受け入れられていると感じます。シニアの方々には、ぜひ一步を踏み出して欲しいです。

お待ちしております。（NPO-MASUDA 島田理事長）

【お問合せ先】NPO 法人 NPO-MASUDA TEL：070-3773-3860



（秦佐八郎が学んでいた医光寺にて）



（暁音寺の右田朝子の墓前にて）

【米原恭庵】：1828年～1910年（現）高津町出身。私財を投じ**全国に先駆けて牛痘法接種を施し**痘瘡（天然痘）で苦しむ地元の500名余りの人々を救った。

【右田朝子】：1871年～1898年（現）中吉田町出身。苦学の末、1893年（明治26年）に医術開業試験に合格し**日本初女性眼科医**となった。御茶ノ水眼科医院の医師として仕事に邁進するも病に倒れ27歳の若さで亡くなった。

【秦佐八郎】：1873年～1938年（現）美都町出身。岡山の医学校を経て、北里柴三郎博士の門下生となりペスト研究に従事。35歳でドイツに渡り、エールリッヒ博士（ノーベル賞学者）と共に当時 世界中に蔓延していた**梅毒の特効薬「サルバルサン」を発見**し世界中の人々を救った。その後も近代医学の発展に尽くした。

令和6年11月から、益田市役所の玄関口ビーに益田市美都町出身の「秦佐八郎医学博士」の胸像が設置されています。この胸像は秦博士が北里研究所副所長時代に、還暦の祝いとして門下生から贈られたものです。NPO 法人 NPO-MASUDA の協力により秦博士のご家族より益田市へ寄贈され、歴史文化交流館れきしーなでの展示を経て、市役所に展示されました。

秦記念館のパンフレット等の資料も置いてあります。ぜひ、お立ち寄り下さい。



秦佐八郎博士の孫 秦茂樹氏のご夫人秦はるひ氏と、益田市出身のピアニスト池田怜士氏が市役所に表敬訪問されました。

お知らせ

～益田市民吹奏楽団～



2025年2月16日（日）

開場：13：30 / 開演：14：00

会場： 島根県芸術文化センター
「グラントワ」小ホール

～公益財団法人ふるさと島根定住財団～

「地域づくりに関心のある方なら
どなたでもご参加下さい！」



県内の地域づくり・NPO法人のキーパーソンが集合する
事例発表&交流会！

開催案内	
2025 3/15 土	10:00～16:30 予定
場所	入間交流センター （島根県雲南市掛合町入間498-5）
対象	地域づくりに関心のある方ならどなたでも！
参加費	1,000円（お弁当付き）

詳細は順次更新します！
しまね地域応援サイト
「フレッシュまね」
をチェック！

お問合せ先：（公財）ふるさと島根定住財団
TEL：0852-28-0690 MAIL：chiiki@teiju.or.jp

～ NPO 法人のみなさまへ、お知らせ～（役員変更について）

役員に関して変更があった場合は、所轄庁に「役員変更届出書」の提出をお願いします！

※様式については、市のホームページよりダウンロードすることができます。



【変更事由】

- （1）新任
- （2）再任（任期満了による再任を含む）
- （3）任期満了
- （4）死亡
- （5）辞任
- （6）解任
- （7）代表者変更
- （8）住所又は居所の異動
- （9）改姓又は改名

【提出書類】

「新任」の場合

- ①役員の変更等届出書
- ②変更後の役員名簿
- ③役員の就任承諾書及び宣誓書の謄本
- ④役員の住所又は居所を証明する書面（住民票）
※所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、「本人確認情報の照会に関する同意書」を提出してください。

上記を除く変更

- ①役員の変更等届出書
- ②変更後の役員名簿

※ 任期満了後に続けて就任する場合は、「任期満了と同時に再任」することになりますので、「再任」として届出をします。

★任期は2年以内と定められており、長くとも2年に1度は届出が必要です。
法務局での手続きも同様です。
（代表者変更の場合は、変更後2週間以内に法務局での登記が必要です。）